

産前産後ヘルパー支援のご案内

妊娠中・出産後、何らかの事情により、日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事の支援をするサービスです。



利用できる方

東松島市に住所を有し、妊娠中(母子健康手帳の交付を受けた方)及び産後の方で、出産前後において、日中家事や育児を手伝ってくれる人がいない方

利用できる期間・時間

期 間：母子健康手帳交付後から
産後6か月の前日まで
回 数：20回以内、1日2回以内
時 間：1回 2時間まで
時間帯：午前9時～午後5時
月～金曜日
(祝日、年末年始除く)

支援内容

『日常的に行う必要がある』家事と育児です。

妊婦さん、産婦さんが自宅にいる際に、自宅で行う支援です。

～家事～

調理・洗濯・住居内の掃除・生活必需品の買い物・
その他必要な家事

～育児～

おむつ交換・衣服の着脱・授乳・沐浴の介助・
兄弟の遊び相手・その他必要な育児

利用料金

1時間あたり300円
(所得により、減額あり)

問い合わせ・申請窓口

健康推進課 矢本保健相談センター内

電話：82-1111 FAX：82-1244





申請の仕方

矢本保健相談センター（健康推進課）に申し込み下さい

必要なもの

- ①『産前産後ヘルパー事業利用申請書』
- ②『個人情報閲覧に関する同意書』

左記の申請書、同意書は、
矢本保健相談センターに
あります

※『個人情報閲覧に関する同意書』を提出しない方は、下記の書類が必要です。

- ・申請者と同一世帯員の市町村民税の課税状況がわかる書類（課税証明書など）や写し
- ・生活保護世帯は、生活保護受給証明書の写し
- ・母子健康手帳の写し

※支援利用年の1月1日に、他市町村に住所があった方は、『課税証明書』が必須です。

1月～6月利用の人は、前々年分。

7月～12月利用の人は、前年分。

問い合わせ・申請窓口

健康推進課 矢本保健相談センター内

電話：82-1111 FAX：82-1244

